特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	重度心身障害者等医療費助成事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和5年8月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地

TEL:0763-23-2003

FAX:0763-52-6340

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	重度心身障害者等医療費助成事務				
②事務の概要	重度心身障害者等の方の健康維持及び経済的な負担の軽減のため、保険診療として認められる医療費の一部負担を助成する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。				
③システムの名称	・福祉医療システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
重度心身障害者等医療特定個	引人情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1(2の項) ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2(2の項)				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第9号 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	地域包括医療ケア部福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和]5年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
_	項目評		· 上西口部/正妻力	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 (は今項目評価書とはなることのできません) (また) は (なり) (なり) (なり) (なり) (なり) (なり) (なり) (なり)			
されている。	他饿眹	こういては、それぞれ里	^望	は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じた入手	を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱	いの委託		[O]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託	や情報提供ネットワーク	アシステムを通じた	と提供を除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[〕自己点検	[〇] 内部盟	查 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	叶山 勝之	福祉課長 鳥越 知証	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	福祉課長 鳥越 知証	福祉課長 西井 隆生	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	南砺市重度心身障害者等医療費助成条例	・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項 別表第2(2の項)	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	南砺市重度心身障害者等医療費助成条例	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条 [情報提供の根拠] なし	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	福祉課長 西井 隆生	福祉課長 吉田 孝幸	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項 別表第2(2の項)	・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第1項 別表第1(2の項) ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項 別表第2(2の項)	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和3年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉課	地域包括医療ケア部福祉課	事後	
令和2年/月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第9号 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事前	
令和5年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・福祉・個別システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー	・福祉医療システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	